

京都市環境基本計画の 改定について

答 申
(案)

平成 27 年 12 月

京都市環境審議会

目 次

I	はじめに	1
II	京都市が目指す環境像	2
III	新環境基本計画に掲げるべき施策	3
IV	環境配慮指針	8
V	新環境基本計画の進行管理	1 0
VI	おわりに	1 1

(参考資料編)

参考資料 1	諮問書（写し）	1 2
参考資料 2	第 11 次京都市環境審議会委員名簿	1 4
参考資料 3	京都市環境基本計画改定検討部会委員名簿	1 5
参考資料 4	京都市環境審議会及び環境基本計画改定検討部会開催経過	1 6
参考資料 5	京都市環境基本条例（抄）	1 7

I はじめに

京都市環境審議会（以下「審議会」という。）は、京都市長から平成 27 年 3 月 27 日に「京都市環境基本計画の改定」についての諮問を受け、審議会の下に「環境基本計画改定検討部会」を設置し、現行の京都市環境基本計画である「京の環境共生推進計画」（以下「現環境基本計画」という。）に代わる、新たな京都市環境基本計画（以下「新環境基本計画」という。）について、今日まで、審議会を 2 回、検討部会を 4 回開催し、活発な審議を進めてきた。

現環境基本計画は平成 18 年 8 月に策定され、現在、策定から 10 年目を迎えるが、その間、環境保全をめぐる情勢や市民意識は大きく変わってきている。

新環境基本計画については、環境行政のマスタープランとして、京都市環境基本条例の理念及び現環境基本計画の基本的な考え方を踏まえつつ、エネルギー政策、生物多様性保全、2R と分別・リサイクルの促進によるごみの減量といった、重点課題に対する取組を進めるための計画として策定される必要がある。

また、今回、一つの試みとして、京都市の将来の環境像についてのワークショップを 2 回開催した。将来を担う小・中学生から、“ぼくたち・わたしたちが夢見る京都の環境”をテーマとして意見を出してもらい、一般市民から、“子どもたちが思い描いた京都の環境の実現に向けて”をテーマとして活発な議論を行い、意見をいただいた。新環境基本計画の策定に当たっては、これらの意見についても参考とされたい。

すべての人は、健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を保全し、将来の世代に継承していく責務を負っている。その責務を果たすためには、すべての人が積極的に環境保全について学び、理解したうえで、環境に配慮した行動を実践することが重要である。

そのため、新環境基本計画については、分かりやすく、親しみやすい計画とすることで、より多くの人々が、その内容を理解し、協働して環境保全に取り組むことにより、環境への負荷の少ない、持続可能な都市を実現していただきたいとの願いの下、本答申をまとめたものである。

Ⅱ 京都市が目指す環境像

1 基本理念

私たち人類は、大気、水、大地、生物などの自然の微妙な均衡の下に、その恵みを享受してきた。

現在、都市化の進展や生活様式の変化に伴って、地球温暖化の進行、生態系の破壊など、様々な影響が現れてきている。

しかし、すべての人は、“健全で恵み豊かな環境”を享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承していく責務がある。

2 目指す環境像

「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」では、京都人が長い歴史のなかで培ってきた価値観である「もったいない」、「しまつ」、「おかげさま」の精神を尊び、交通・都市づくり、ものづくり、なりわい、すまいと暮らしといったあらゆる場において、環境共生と低炭素のまちづくりを市民ぐるみで実践している状態を目指し、「地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」を未来像の一つに掲げている。

新環境基本計画は、「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」の個別計画として、この「地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」を目指す環境像として掲げられたい。

また、実際に施策・取組を推進していくうえでは、目指す環境像について、市民、事業者、京都市がその具体的なイメージを共有していることが必要であることから、そのことを十分に検討したうえで、目指す環境像の実現に向けた施策の方向を示されたい。

Ⅲ 新環境基本計画に掲げるべき施策

目指す環境像の実現には、新環境基本計画の下で、市民・事業者・京都市が協働して環境保全に取り組む必要がある。そのためには、長期の目標となるまちの姿を「長期的目標」として分野別に明示し、新環境基本計画に掲げることが有効である。

また、長期的目標をより効果的に達成するためには、環境保全を総合的に推進するための「ひと・しくみづくり」が大切である。環境教育・学習や広範な主体が協働して実施する環境保全活動を通じての「ひと・しくみづくり」を、すべての環境分野を支える横断的な目標とされたい。

そのうえで、各長期的目標の下に基本施策を設定し、施策の大綱として、具体的な施策や取組を推進するに当たっての方向性を示されたい。

なお、各環境分野における具体的な取組については、『『はばたけ未来へ！ 京プラン』実施計画』や、「京都市地球温暖化対策計画」をはじめとする環境分野の個別計画において示されていることから、基本施策については、概括的に記述することにより、市民に分かりやすく、親しみやすい内容とされたい。

＜参考＞ 京都市における環境分野の個別計画

- ・ 京都市地球温暖化対策計画
- ・ 京都市エネルギー政策推進のための戦略
- ・ 京都市役所 CO₂削減率先実行計画
- ・ 京都市自動車環境対策計画
- ・ 京都市生物多様性プラン
- ・ 京都市循環型社会推進基本計画（新・京都市ごみ半減プラン）
- ・ 京都市産業廃棄物処理指導計画
- ・ 京都市バイオマス活用推進計画

現環境基本計画では、その進行状況を管理する環境指標として、客観的な数値指標が設定されているが、一方で、環境に関して、市民がどのように感じているかを定期的に把握することも有効である。そのため、市民に対するアンケート調査などにより、市民の実感度を把握し、それを主観的な指標として設定することが良策と考える。

さらに、従前からの客観的な数値指標については代表的なものに見直し、市民にとってより分かりやすいものとするべきである。

これらのことを踏まえ、当審議会は、長期的目標、基本施策及び環境指標の内容について審議を重ねてきた。その結果、次の内容を新環境基本計画の施策体系として取り入れられたい。

1 かしこくエネルギーを利用する低炭素のまち

我々の物質的な豊かさ、便利さや快適さを追い求める代償として温室効果ガス排出量が増加し、気温上昇をはじめ、集中豪雨等の異常気象等、地球温暖化の進行によるものと考えられる影響が顕在化している。

京都市は、京都議定書の誕生都市としての誇りと使命感を持って、市民、事業者の協働の下、環境負荷を低減するための行動に積極的に取り組み、市民の生活の質の維持・向上につなげるとともに、合理的なエネルギー使用による健全な経済の発展を図りながら低炭素のまちづくりを目指されたい。

とりわけ、東日本大震災の教訓を踏まえ、京都市が推進すべきエネルギー政策の方向性を明らかにした「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に示す、徹底的な省エネルギーや、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大を推進し、持続可能なエネルギー社会の実現と低炭素社会構築の両立を目指す必要がある。

さらに、地球温暖化により既に顕在化し、避けられない影響への対応を図る「適応策」の視点も加えていただく必要がある。

以上のことを踏まえ、かしこくエネルギーを利用する低炭素のまちづくりを推進することを長期的目標の一つとし、その下での基本施策としては、「省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの普及拡大等による地球温暖化対策の推進」を掲げられたい。

また、この長期的目標に対する環境指標については、次の内容が妥当である。

【主観的指標】

- 省エネや節電に取り組む人が増えていると感じているか。
- 再生可能エネルギー導入に取り組む人が増えていると感じているか。
- 徒歩や自転車、公共交通機関を優先する人が増えていると感じているか。

【客観的指標】

- 温室効果ガス総排出量削減率
- エネルギー消費量削減率
- 再生可能エネルギー導入量

2 自然環境と調和した快適で安全・安心なまち

京都では、千二百年を超える歴史の中で、鴨川をはじめとする河川等の豊かな水辺空間、社寺、数々の庭園等にあふれる緑、歴史と文化を伝える数多くの伝統的な建造物、京町家に代表される風情ある町並みといった自然環境と調和したまちがつくられ、そのまちを舞台に、門掃き、打ち水などといった京都人らしい習慣や暮らしが営まれてきた。

また、先人達のたゆまぬ努力で守り、受け継がれてきたこのような文化や暮らしを将来へと引き継ぐため、すべての人に生物多様性の恵みが生活の一部になっていることの再認識を促すとともに、地域資源を生かした持続可能な暮らしや経済活動が行われている社会を目指す取組を行うことが必要である。

その一方で、市民が、今後も安心して快適に暮らすためには、大気、水、土壌などが良好で、公害のない安全な生活環境・自然環境が保全され、また、それらを将来に継承していく必要がある。

以上のことを踏まえ、自然環境と調和した快適で安全・安心なまちづくりを推進することを長期的目標の一つとし、その下での基本施策としては、「公害のない安全・安心な生活環境の保全」、「生物多様性の恵み豊かな自然環境の保全」、「文化や自然環境と調和した京都人らしい快適生活の確保」を掲げられたい。

また、この長期的目標に対する環境指標については、次の内容が妥当である。

【主観的指標】

- 空気や河川の水がきれいに保たれていると感じているか。
- 多様な生き物が生息する良好な自然環境が保たれていると感じているか。

【客観的指標】

- 大気汚染に係る市保全基準の達成率（例 N02, PM2.5, O_x）
- 京の生きもの・文化協働再生プロジェクト取組団体数

3 資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図る循環型のまち

この度、京都市は「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を、ごみになるものを作らない・買わないといった“リデュース”と繰り返し使う“リユース”の2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱とした内容に改正するとともに、これを具体化した「新・京都市ごみ半減プラン」を策定された。

この「新・京都市ごみ半減プラン」に基づき、2Rと分別・リサイクルの促進を柱にごみの減量を加速させ、資源・エネルギーの有効利用と環境負荷等の低減を図り、市民、事業者とともに、全国モデルとなる持続可能な循環型社会の構築を目指す必要がある。

そのためには、食品ロスやレジ袋の削減等の取組を通じて、2Rの促進を図るとともに、雑がみなどの資源ごみの分別の義務化や、市民、事業者の自主的な分別・リサイクルの取組の拡充・強化などを促進され、ピーク時からの「ごみ半減」に向け、ごみの減量を加速されたい。

産業廃棄物については、処理責任は事業者（排出者）にある中、京都市としても情報提供や啓発、必要に応じた処理施設等への立入調査や指導等を適切に行い、適正処理を確保されたい。

一方、徹底してごみの減量化を図ったうえでも残ったごみについては、適正に処理するとともに、エネルギー回収を最大化し、有効に利用することも重要である。

以上のことを踏まえ、資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図る循環型のまちづくりを推進することを長期的目標の一つとし、その下での基本施策として、「2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱としたごみ減量の推進」、「廃棄物の適正処理とエネルギーとしての有効利用」を掲げられたい。

また、この長期的目標に対する環境指標については次の内容が妥当である。

【主観的指標】

- マイバッグの携帯などのごみを出さない暮らしが広がっていると感じているか。
- ごみを分別して出せる拠点が身近にあり、ごみの分別・リサイクルが進んでいると感じているか。

【客観的指標】

- 一般廃棄物（ごみ）の市受入量
- ごみ焼却量

4 環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり

持続可能な社会をつくるうえで、最大の鍵となるのが人の環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化である。また、前述の3つの長期的目標の実現に向けて、各分野の取組をより強力に推進するには、市民・事業者がそれぞれの立場で、自主的に環境にやさしい行動を実践する必要がある。そのためには、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期といったライフステージに応じ、環境保全についての理解を深める教育や学習が、系統的・総合的に実施されることでの人づくりが必要である。

さらに、実際の行動としての環境保全の取組が広がっていくためには、個人、家庭、地域、事業者、大学、環境保全活動に取り組んでいる団体、京都市などの広範な主体が協働して環境保全活動がなされるためのしくみづくりを進める必要がある。

それとともに、地産地消の取組、環境関連産業の育成といった、環境にやさしい社会経済のしくみが構築されていることも必要である。

加えて、地球環境の保全は、地域だけの問題ではなく、全人類共通の課題であることから、京都市においては、国内外の都市との連携や、国際的な取組を推進されることが望まれる。

以上のことを踏まえ、環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくりを横断的な長期的目標とし、その下での基本施策としては、「環境教育、学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成」、「広範な主体の協働による環境保全活動の促進」、「地産地消をはじめとする環境にやさしい社会経済のしくみづくり」、「他都市との連携及び国際的な取組の推進」を掲げられたい。

また、当長期的目標に対する環境指標については次の内容が妥当である。

【主観的指標】

- 学校や会社、地域で環境学習や環境保全活動の機会が増えていると感じているか。
- 環境に配慮したライフスタイルが広がっていると感じているか。

【客観的指標】

- 環境保全活動プログラムへの参加者数
- 環境関連事業に取り組む団体数

IV 環境配慮指針

目指す環境像「地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」を実現するためには、市民、事業者、京都市が協力しながら、それぞれの立場で、自主的に環境への配慮や環境にやさしい行動を実践していくことが必要である。

一方、環境に負荷を与える要因となる行為や影響は、日常生活や事業活動の様々な場面により、内容・程度も異なる。

そこで、環境への配慮に関する基本的な考え方（環境配慮事項）として、主体ごとに環境配慮指針を示すことで、環境に負荷を与えない、環境にやさしい行動を自主的かつ積極的に実践されるよう、促すことが有効である。

このことを踏まえると、各主体における環境配慮事項としては、以下の内容が妥当である。

1 市民の環境配慮事項

- (1) 省資源・省エネルギー・低炭素に配慮した暮らしを営むこと。
- (2) 環境汚染につながらない、自然環境にやさしい暮らしを営むこと。
- (3) 生物多様性とその恵みを理解し、自然環境を守り、持続的に活用できるような暮らしを営むこと。
- (4) まちなかの緑化、伝統的な町並みや文化の保全に協力するとともに、自然環境と調和した快適生活が維持されるような暮らしを営むこと。
- (5) そもそもごみになるものを減らす“リデュース”と繰り返し使う“リユース”の2Rと、分別・リサイクルを実践する、環境にやさしい暮らしを営むこと。
- (6) 環境問題への関心を高め、理解を深めるとともに、環境保全活動に積極的に参加すること。

2 事業者の環境配慮事項

- (1) 省資源・省エネルギー・低炭素に配慮した事業活動を行うこと。
- (2) 公害関係法令を遵守することにより、公害の発生を防止し、自然環境にやさしい事業活動を行うこと。
- (3) 生物多様性とその恵みを理解し、自然環境を守り、持続的に活用できるような事業活動を行うこと。
- (4) まちなかの緑化、良好な景観や文化の保全に協力するとともに、そこで暮らす市民が自然環境と調和した快適な生活を送ることができるような事業活動を行うこと。
- (5) 廃棄物の減量（発生抑制、再使用、分別・リサイクル）を促進するとともに、適正処理を徹底し、廃棄物等による環境負荷の小さい事業活動を行うこと。
- (6) 事業者として、環境教育を積極的に実施するとともに、他の主体と連携し、地域の環境保全活動や、本市が実施する環境保全に関する施策に協力すること。

3 京都市の環境配慮事項

- (1) 環境保全に関する計画を策定し、その計画の下で、施策や取組を実施することで、市民、事業者、京都市の協働により環境保全を推進すること。
- (2) 市内有数の大事業所として、省資源、省エネルギー、自然環境への配慮、ごみの発生抑制・再使用、分別・リサイクル等、環境負荷の低減に向けた取組を、市民・事業者にも率先して実践すること。
- (3) 行政機関として、公共事業を実施する際には、環境への配慮を行うこと。
- (4) 市民や事業者の環境保全についての学習の機会を確保し、環境保全活動の中心となる“ひとづくり”を進めるとともに、広範な主体が協働して環境保全活動がなされるための“しくみづくり”を行うこと。
- (5) 環境保全に関する技術の開発や、環境関連産業の育成・推進のための支援に努めること。

V 新環境基本計画の進行管理

1 基本的な計画推進

計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るためには、長期的目標の到達状況や、基本施策に基づく施策・事業の取組状況を定期的に把握し、その評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要である。

このため、新環境基本計画の進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、PDCAサイクルの一連の手続に沿って実施するのが妥当である。

2 計画の推進体制

計画の進行状況は、京都市において点検・評価を行った後、当審議会から、今後の計画推進のための意見・提言を受けられるとともに、その結果については市民に対して広く公表されたい。

3 計画の進行管理

計画の進行管理は、環境指標について、市民へのアンケート調査や最新の数値を把握し、進行状況の点検を行い、その結果を踏まえ、市関係部局等における個別・具体的な事業・対策・措置等の改善・見直し、又は新規の事業・対策・措置等の検討等を行われたい。

また、客観的指標に関しては、計画の進行状況の客観的な点検・評価を行うという目的から、計画策定後も継続的に、より適切な環境指標の開発等に努め、環境指標や目標数値の設定・修正等、適宜見直しを行われたい。

Ⅵ おわりに

当審議会では、京都市の環境行政のマスタープランとなる新環境基本計画の策定に当たっての審議を行い、京都市基本計画に掲げる未来像の一つである「地球環境にくらしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」を、新環境基本計画において目指す環境像と位置付け、その実現に向けて長期的目標を設定した。

さらに、その目指す環境像の実現には、市民・事業者の自主的な環境配慮行動と協働が必要であるという認識の下、新たに、環境分野の横断的な長期的目標として“環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり”を盛り込んだ。

すべての人が、健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、その環境を保全し、将来の世代に継承していくことで、持続可能な社会を実現されるよう、京都市においては、本答申を踏まえ、目指す環境像の実現に向けた、環境先進都市・京都にふさわしい新環境基本計画が取りまとめられることを期待する。

参 考 資 料 編

諮 問 書



環 環 総 第 1 5 号

平成27年3月27日

京都市環境審議会

会 長 内藤 正明 様

京都市長 門川 大作



京都市環境基本計画の改定について（諮問）

標記のことについて、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り答申いただきますようお願いします。

記

（諮問事項）

京都市環境基本計画の改定について

(諮問理由)

本市では、平成18年8月に環境基本計画である「京の環境共生推進計画」を策定し、環境の保全に関する様々な施策を推進していますが、本計画の期間は平成27年度までであるため、計画の改定を行う必要があります。

この間、本計画の下で、環境先進都市・京都ならではの地球温暖化対策やごみの減量・資源の循環利用、自然環境・生活環境保全などの基本施策が着実に進捗し、環境負荷の少ない持続可能な都市の実現に向けた歩みが進んでいます。

一方、東日本大震災以降のエネルギー政策の見直しや節電・省エネライフスタイルの広がり、水素エネルギー利用などの技術革新、京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス削減の枠組み合意に向けた取組など、国内外の環境・エネルギーをめぐる動向にも大きな変化が見られます。

こうした施策の進捗や社会経済情勢の変化を踏まえて計画の改定を行うに当たり、京都市環境基本条例第9条第5項の規定に基づき、貴審議会の御意見をいただきたく、諮問するものです。

第 11 次京都市環境審議会委員名簿

(敬称略)

(会長)	
内 藤 正 明	京都大学名誉教授
(副会長)	
笠 原 三紀夫	京都大学名誉教授
(委員)…50 音順	
浅 岡 美 恵	特定非営利活動法人気候ネットワーク代表
板 倉 豊	京都精華大学大学院人文学研究科教授
大久保 規 子	大阪大学大学院法学研究科教授
大 里 茂 美	京都府中小企業団体中央会専務理事
尾 崎 満 彦	公益社団法人京都工業会環境委員会委員長
小 幡 範 雄	立命館大学政策科学部教授
木 崎 藤 吾	日本労働組合総連合会京都府連合会執行委員
小 杉 隆 信	立命館大学政策科学部教授
小 山 里 奈	京都大学大学院情報学研究科准教授
才 寺 篤 司	京都商工会議所産業振興部長
在 間 敬 子	京都産業大学経営学部教授
坂野上 な お	京都大学フィールド科学教育研究センター助教
塩 路 昌 宏	京都大学大学院エネルギー科学研究科教授
島 田 洋 子	京都大学大学院工学研究科教授
住 岡 町 子	市民公募委員
中 島 醇 子	市民公募委員
仁 連 孝 昭	滋賀県立大学名誉教授
濱 崎 加奈子	伝統文化プロデュース連代表
久 山 喜久雄	フィールドソサイエティ代表
深 尾 清 美	京都市立百々小学校長
牧 野 美 絵	弁護士
松 本 逸 平	京都地方気象台長
三 浦 政 子	京都府医師会理事
水 腰 英 樹	株式会社京都新聞社論説委員 (平成 27 年 11 月～)
村 井 正	京都市保健協議会連合会会長
村 瀬 克 子	京都市地域女性連合会常任委員
森 本 幸 裕	京都学園大学バイオ環境学部教授
諸 富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授
山 口 寛 士	京都府環境部長
山 舗 恵 子	京都リビング新聞社統括編集長
湯 本 貴 和	京都大学霊長類研究所教授
高 田 敏 司	株式会社京都新聞社論説委員 (～平成 27 年 10 月)

参考資料 3

京都市環境基本計画改定検討部会委員名簿

(敬称略)

(部会長) 小 幡 範 雄	立命館大学政策科学部教授
(部会委員) …50 音順	
池 垣 加 織	市民公募委員
板 倉 豊	京都精華大学大学院人文学研究科教授
大久保 規 子	大阪大学大学院法学研究科教授
小 山 里 奈	京都大学大学院情報学研究科准教授
才 寺 篤 司	京都商工会議所産業振興部長 (平成 27 年 7 月～)
深 尾 清 美	京都市立百々小学校長
村 瀬 克 子	京都市地域女性連合会常任委員
奥 原 恒 興	京都商工会議所専務理事 (～平成 27 年 6 月)

京都市環境審議会及び環境基本計画改定検討部会開催経過

1 京都市環境審議会

- 平成 26 年度第 2 回審議会（開催：平成 27 年 3 月 27 日（金））
 - ・ 環境基本計画の改定について（諮問）
- 平成 27 年度第 1 回審議会（開催：平成 27 年 8 月 5 日（水））
 - ・ 環境基本計画の改定について（中間報告）
- 平成 27 年度第 2 回審議会（開催：平成 27 年 12 月 3 日（木））
 - ・ 環境基本計画の改定について（答申案）

2 環境基本計画改定検討部会

- 第 1 回検討部会（開催：平成 27 年 5 月 7 日（木））
 - ・ 環境基本計画改定検討部会の進め方について
 - ・ 計画改定の基本的な考え方・方向性について
- 第 2 回検討部会（開催：平成 27 年 8 月 5 日（水））
 - ・ 改定計画の全体構成について
 - ・ 改定計画の長期的目標及び基本施策について
 - ・ 市民意見の聴取について
- 第 3 回検討部会（開催：平成 27 年 10 月 6 日）
 - ・ 市民意見の聴取及び計画への反映について
 - ・ 環境指標について
 - ・ 環境配慮指針について
 - ・ 進行管理について
 - ・ 環境基本計画の骨子（案）について
- 第 4 回検討部会（開催：平成 27 年 11 月 24 日（火））
 - ・ 環境基本計画の改定について（答申案）

3 その他（市民意見を聴取するために実施したワークショップ）

- ・ 小中学生を対象に実施（開催：平成 27 年 8 月 22 日（土））
- ・ 一般市民を対象に実施（開催：平成 27 年 8 月 29 日（土））

京都市環境基本条例（抄）

～ 環境基本計画及び環境審議会についての規定箇所 ～

（環境基本計画）

第9条 市長は、本市の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する個別の分野の施策の大綱
- (3) 環境の保全に関する配慮の指針
- (4) その他環境の保全に関する重要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、京都市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くとともに、事業者及び市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画と他の施策との整合）

第10条 本市は、施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保しなければならない。

（審議会）

第34条 環境の保全に関する基本的事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、環境基本法第44条の規定に基づき、審議会を置く。

（審議会の組織）

第35条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第36条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委任）

第37条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。